

・ 議事（1） 訪問型サービスA担い手養成研修について

○研修カリキュラム原案

研修カリキュラムの原案を下記のとおり固めたので、お知らせする。なお、実施期間は本年の10月下旬～11月下旬とし、週1回の実施を予定している。

改正前介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準抜粋（3級課程）			原案	
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3時間	3時間	1日目 午前 3時間
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4時間	4時間	1日目 午後 4時間
	訪問介護に関する講義	3時間	3時間	2日目 午前 3時間
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	3時間	3時間	2日目 午後 3時間
	基礎的な介護技術に関する講義	3時間	3時間	3日目 午前 3時間
	家事援助の方法に関する講義 ※講義 → 講義（4時間）＋演習（7時間）に変更	4時間	11時間	講：3日目 午後 4時間 演：4日目 終日 7時間
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5時間	5時間	5日目 午前 3時間 5日目 午後 2時間
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間	5時間	5日目 午後 2時間 6日目 午前 3時間
	基礎的な介護技術に関する演習	10時間	0時間	/
	事例の検討等に関する演習	3時間	3時間	6日目 午後 3時間 修了式 30分程度
実習	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	8時間	0時間	/
合計		50時間	40時間	

※色塗り部分は函館市ホームヘルパー連絡協議会へ対応をお願いする部分

○論点

訪問型サービスA担い手養成研修は上記のとおり進めることとして良いか